

犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律及び総合法律支援法の一部を改正する法律案新旧対照条文

目 次

- 犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律（平成十二年法律第七十五号）
- 総合法律支援法（平成十六年法律第七十四号）
- 刑事確定訴訟記録法（昭和六十二年法律第六十四号）



犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律及び総合法律支援法の一部を改正する法律案新旧対照条文

(傍線部分は改正部分)

○

犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律(平成十二年法律第七十五号)

		改 正 案	
		現 行	
		目次	目次
第四章 被害者参加弁護士の選定等		第一章～第三章 (略)	第一章～第三章 (略)
附 則		第五章 被害者参加弁護士の選定等 (第五条～第十二条)	第五章 民事上の争いについての刑事訴訟手続における和解 (第五条～第八条)
第七章 雜則 (第三十五条～第三十七条)		第六章 刑事訴訟手続に伴う犯罪被害者等の損害賠償請求に係る裁判手続の特例 (第十三条～第十六条)	第六章 刑事訴訟手續に伴う犯罪被害者等の損害賠償請求に係る裁判手續の特例 (第十三条～第十六条)
第二節 審理及び裁判等 (第二十三条～第二十六条)		第一節 損害賠償命令の申立て等 (第十七条～第二十二条)	第一節 損害賠償命令の申立て等 (第九条～第十四条)
第三節 異議等 (第二十七条～第三十一条)		第三節 異議等 (第十九条～第二十三条)	第三節 民事訴訟手続への移行 (第二十四条)
第四節 民事訴訟手続への移行 (第三十二条)		第四節 民事訴訟手續への移行 (第二十五条)	第四節 民事訴訟手續への移行 (第二十五条)
第五節 補則 (第三十三条～第三十四条)		第五節 補則 (第二十五条～第二十六条)	第五節 補則 (第二十五条～第二十六条)
第六章 雜則 (第二十七条～第二十九条)			
(新設)			

(被害者参加弁護士の選定の請求)

第五条 刑事訴訟法（昭和二十三年法律第百三十一号）

第三百六十六条の三十四から第三百六十六条の三十八までに規定する行為を弁護士に委託しようとする被害者参加人（同法第三百六十六条の三十三第三項に規定する被害者参加人をいう。以下同じ。）であつて、その資力（その者に属する現金、預金その他政令で定めるこれらに準ずる資産の合計額をいう。以下同じ。）から、手続への参加を許された刑事被告事件に係る犯罪行為により生じた負傷又は疾病的療養に要する費用その他の当該犯罪行為を原因として請求の日から三月以内に支出することとなると認められる費用の額（以下「療養費等の額」という。）を控除した額が基準額（標準的な三月間の必要生計費を勘案して一般に被害者参加弁護士（被害者参加人の委託を受けて同法第三百六十六条の三十四から第三百六十六条の三十八までに規定する行為を行う弁護士をいう。以下同じ。）の報酬及び費用を賄うに足りる額として政令で定める額をいう。以下同じ。）に満たないものは、当該被告事件の係属する裁判所に對し、被害者参加弁護士を選定することを請求することができる。

前項の規定による請求は、日本司法支援センター（総合法律支援法（平成十六年法律第七十四号）第十三条に規定する日本司法支援センターをいう。以下同じ。）を経由してしなければならない。この場合においては、被害者参加人は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める書面を提出しなければならない。  
一 その資力が基準額に満たない者 資力及びその内

(新設)

			訳を申告する書面
二	前号に掲げる者以外の者	資力及び療養費等の額	
	並びにこれらの内訳を申告する書面		
3	日本司法支援センターは、第一項の規定による請求があつたときは、裁判所に対し、これを通知するとともに、前項の規定により提出を受けた書面を送付しなければならない。		
	(被害者参加弁護士の候補の指名及び通知)		
2	第六条 日本司法支援センターは、前条第一項の規定による請求があつたときは、裁判所が選定する被害者参加弁護士の候補を指名し、裁判所に通知しなければならぬ。		
3	前項の規定にかかわらず、日本司法支援センターは、次条第一項各号のいずれかに該当することが明らかであると認めるときは、前項の規定による指名及び通知をしないことができる。この場合においては、日本司法支援センターは、裁判所にその旨を通知しなければならない。		
	日本司法支援センターは、第一項の規定による請求をするに当たつては、前条第一項の規定による請求した者の意見を聴かなければならぬ。		
	(被害者参加弁護士の選定)		
第七条	裁判所は、第五条第一項の規定による請求があつたときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、当該被害者参加人のため被害者参加弁護士を選定するものとする。		
一	請求が不適法であるとき。		
二	請求をした者が第五条第一項に規定する者に該当		

(新設)

(新設)

しないとき。

三　請求をした者がその責めに帰すべき事由により被害者参加弁護士の選定を取り消された者であるとき

裁判所は、前項の規定により被害者参加弁護士を選定する場合において、必要があるときは、日本司法支援センターに対し、被害者参加弁護士の候補を指名して通知するよう求めることができる。この場合においては、前条第一項及び第三項の規定を準用する。

（被害者参加弁護士の選定の効力）

2 | ことにしなければならない  
被害者参加弁護士の選定は、弁論が併合された事件についてもその効力を有する。ただし、被害者参加人が手続への参加を許されていない事件については、この限りでない。

失う

裁判所により選定された被害者参加弁護士は、旅費日当、宿泊料及び報酬を請求することができる。

前項の規定により被害者参加弁護士に支給すべき旅費、日当、宿泊料及び報酬の額については、刑事訴訟法第三十八条第二項の規定により弁護人に支給すべき

旅費、日当、宿泊料及び報酬の例による。  
（被害者参加弁護士の選定の取消し）

**第九条** 裁判所は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、被害者参加弁護士の選定を取り消すこと

(新設)

(新設)

一 が  
被害者 で きる。

被害者参加人が自ら刑事訴訟法第三百十六条の三十四から第三百十六条の三十八までに規定する行為を他の弁護士に委託したことその他の事由により被害者参加弁護士にその職務を行わせる必要がなくなつたとき。

被害者参加人と被害者参加弁護士との利益が相反する状況にあり被害者参加弁護士にその職務を継続させることが相当でないとき。

三 心身の故障その他の事由により、被害者参加弁護士が職務を行うことができず、又は職務を行うこと

が困難となつたとき。  
被害者参加弁護士がその任務に著しく反したことによりその職務を継続させることが相当でないとき

五|被害者参加弁護士に対する暴行、脅迫その他の被

害者参加人の責めに帰すべき事由により被害者参加弁護士にその職務を継続させることが相当でないとき。

裁判所は、前項第二号から第四号までに掲げる事由により被害者参加弁護士の選定を取り消したときは、更に被害者参加弁護士を選定するものとする。この場合においては、第七条第二項の規定を準用する。

(虚偽の申告書の提出に対する制裁)

第十条 被害者参加人が、裁判所の判断を誤らせる目的で、その資力又は療養費等の額について虚偽の記載のある第五条第二項各号に定める書面を提出したときは、十万円以下の過料に処する。

(新設)

			(費用の徴収)
第十一條	被害者参加人が、裁判所の判断を誤らせる目的で、その資力又は療養費等の額について虚偽の記載のある第五条第二項各号に定める書面を提出したことによりその判断を誤らせたときは、裁判所は、決定で当該被害者参加人から、被害者参加弁護士に支給した旅費、日当、宿泊料及び報酬の全部又は一部を徴収することができる。	2	
	前項の決定に対しては、即時抗告をすることができる。この場合においては、即時抗告に関する刑事訴訟法の規定を準用する。	2	
	3   費用賠償の裁判の執行に関する刑事訴訟法の規定は、第一項の決定の執行について準用する。	3	
	(刑事訴訟法の準用)		
第十二条	刑事訴訟法第四十三条第三項及び第四項の規定は被害者参加弁護士の選定及びその取消しについて、同条第三項及び第四項並びに同法第四十四条第一項の規定は前条第一項の決定について、それぞれ準用する。		

		(新設)
第五章	民事上の争いについての刑事訴訟手続における和解	第四章 民事上の争いについての刑事訴訟手続における和解
第十三条	(略)	第五条 (略)
2 (4)	(略)	2 (4) (略)
	(和解記録)	(和解記録)
第十四条	前条第一項若しくは第二項の規定による申立てに基づき公判調書に記載された合意をした者又は利害	第六条 前条第一項若しくは第二項の規定による申立てに基づき公判調書に記載された合意をした者又は利害

害関係を疎明した第三者は、第三章及び刑事訴訟法第四十九条の規定にかかわらず、裁判所書記官に対し、当該公判調書（当該合意及びその合意がされた民事上の争いの目的である権利を特定するに足りる事実が記載された部分に限る。）、当該申立てに係る前条第三項の書面その他の当該合意に関する記録（以下「和解記録」という。）の閲覧若しくは抄本の交付又は和解に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、和解記録の閲覧及び謄写の請求は、和解記録の保存又は裁判所の執務に支障があるときは、することができない。

## 2・3 (略) (民事訴訟法の準用)

### 第十五條 (略)

(執行文付与の訴え等の管轄の特則)

第十六条 第十三条に規定する民事上の争いについての刑事訴訟手続における和解に係る執行文付与の訴え、執行文付与に対する異議の訴え及び請求異議の訴えは、民事執行法（昭和五十四年法律第四号）第三十三条规定にかかわらず、当該被告事件の第一審裁判所（第一審裁判所が簡易裁判所である場合において、その和解に係る請求が簡易裁判所の管轄に属しないものであるときは、その簡易裁判所の所在地を管轄する地方裁判所）の管轄に専属する。

## 第六章 刑事訴訟手続に伴う犯罪被害者等の損害

関係を疎明した第三者は、前章及び刑事訴訟法（昭和二十三年法律第百三十一号）第四十九条の規定にかかわらず、裁判所書記官に対し、当該公判調書（当該合意及びその合意がされた民事上の争いの目的である権利を特定するに足りる事実が記載された部分に限る。）、当該申立てに係る前条第三項の書面その他の当該合意に関する記録（以下「和解記録」という。）の閲覧若しくは抄本の交付又は和解に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、和解記録の閲覧及び謄写の請求は、和解記録の保存又は裁判所の執務に支障があるときは、することができない。

## 2・3 (略) (民事訴訟法の準用)

### 第七條 (略)

(執行文付与の訴え等の管轄の特則)

第八条 第五条に規定する民事上の争いについての刑事訴訟手続における和解に係る執行文付与の訴え、執行文付与に対する異議の訴え及び請求異議の訴えは、民事執行法（昭和五十四年法律第四号）第三十三条规定にかかわらず、当該被告事件の第一審裁判所（第一審裁判所が簡易裁判所である場合において、その和解に係る請求が簡易裁判所の管轄に属しないものであるときは、その簡易裁判所の所在地を管轄する地方裁判所）の管轄に専属する。

## 第五章 刑事訴訟手続に伴う犯罪被害者等の損害

## 賠償請求に係る裁判手続の特例

## 第一節 損害賠償命令の申立て等

## 第一節 損害賠償命令の申立て等

## 賠償請求に係る裁判手続の特例

(損害賠償命令の申立て)

## 第九条 (略)

## (申立書の送達)

裁判所は、前条第二項の書面の提出を受けたときは、第二十一条第一項第一号の規定により損害賠償命令の申立てを却下する場合を除き、遅滞なく、当該書面を申立ての相手方である被告人に送達しなければならない。

## (管轄に関する決定の効力)

## 第十一条 (略)

裁判所は、前条第二項の書面の提出を受けたときは、第十三条第一項第一号の規定により損害賠償命令の申立てを却下する場合を除き、遅滞なく、当該書面を申立ての相手方である被告人に送達しなければならない。

## (管轄に関する決定の効力)

## 第十九条 (略)

## (終局裁判の告知があるまでの取扱い)

第二十条 損害賠償命令の申立てについての審理（請求の放棄及び認諾並びに和解（第十三条の規定による民事上の争いについての刑事訴訟手続における和解を除く。）のための手続を含む。）及び裁判（次条第一項第一号又は第二号の規定によるものを除く。）は、刑事被告事件について終局裁判の告知があるまでの間は、これを行わない。

## 第十二条 (略)

裁判所は、次に掲げる場合には、決定で、損害賠償命令の申立てを却下しなければならない。

一 損害賠償命令の申立てが不適法であると認めるとき（刑事被告事件に係る罰則が撤回又は変更されたため、当該被告事件が第十七条第一項各号に掲げる罪に係るものに該当しなくなつたときを除く。）。

## 2 (略)

## (申立ての却下)

第二十一条 裁判所は、次に掲げる場合には、決定で、損害賠償命令の申立てを却下しなければならない。

一 損害賠償命令の申立てが不適法であると認めるとき（刑事被告事件に係る罰則が撤回又は変更されたため、当該被告事件が第九条第一項各号に掲げる罪に係るものに該当しなくなつたときを除く。）。

## 2 (略)

## (申立ての却下)

裁判所は、次に掲げる場合には、決定で、損害賠償命令の申立てを却下しなければならない。

一 損害賠償命令の申立てが不適法であると認めるとき（刑事被告事件に係る罰則が撤回又は変更されたため、当該被告事件が第九条第一項各号に掲げる罪に係るものに該当しなくなつたときを除く。）。

二・三 (略)	四 刑事被告事件について、刑事訴訟法第三百三十五条第一項に規定する有罪の言渡しがあつた場合において、当該言渡しに係る罪が第十七条第一項各号に掲げる罪に該当しないとき。
2・3 (略) (時効の中止)	2・3 (略) (時効の中止)
第二十二条 (略)	第二節 審理及び裁判等 (任意的口頭弁論)
第二十三条 (略)	第二十四条 (略)
(審理)	第二十四条 刑事被告事件について刑事訴訟法第三百三十五条第一項に規定する有罪の言渡しがあつた場合(当該言渡しに係る罪が第十七条第一項各号に掲げる罪に該当する場合に限る。)には、裁判所は、直ちに、損害賠償命令の申立てについての審理のための期日(以下「審理期日」という。)を開かなければならぬ。ただし、直ちに審理期日を開くことが相当でないと認めるときは、裁判長は、速やかに、最初の審理期日を定めなければならない。
2・4 (略)	2・4 (略) (時効の中止)
(審理の終結)	第二節 審理及び裁判等 (任意的口頭弁論)
第二十五条 (略)	第二十六条 (略)
(損害賠償命令)	第二十七条 (略)
八条までにおいて同じ。)は、次に掲げる事項を記載	(損害賠償命令)

二・三 (略)	四 刑事被告事件について、刑事訴訟法第三百三十五条第一項に規定する有罪の言渡しがあつた場合において、当該言渡しに係る罪が第九条第一項各号に掲げる罪に該当しないとき。
2・3 (略) (時効の中止)	2・3 (略) (時効の中止)
第二十四条 (略)	第二節 審理及び裁判等 (任意的口頭弁論)
第二十五条 (略)	第二十六条 (略)
(審理の終結)	第二十七条 (略)
第二十六条 (略)	(損害賠償命令)
八条までにおいて同じ。)は、次に掲げる事項を記載	第二十八条 (略)
二十一條第一項の決定を除く。以下この条から第二十一条までにおいて同じ。)は、次に掲げる事項を記載した決	(損害賠償命令)

した決定書を作成して行わなければならない。

一（六）（略）

定書を作成して行わなければならない。

一（六）（略）

2（5）（異議の申立て等）

第三節 異議等

第二十七条（略）

（訴え提起の擬制等）

**第二十八条** 損害賠償命令の申立てについての裁判に対し適法な異議の申立てがあつたときは、損害賠償命令の申立てに係る請求については、その目的の価額に従い、当該申立ての時に、当該申立てをした者が指定した地（その指定がないときは、当該申立ての相手方である被告人の普通裁判籍の所在地）を管轄する地方裁判所又は簡易裁判所に訴えの提起があつたものとみなす。この場合においては、第十七条第二項の書面を訴状と、第十八条の規定による送達を訴状の送達とみなす。

2（4）（略）  
（記録の送付等）

**第二十九条** 前条第一項の規定により訴えの提起があつたものとみなされたときは、裁判所は、検察官及び被告人又は弁護人の意見（刑事被告事件に係る訴訟が終結した後においては、当該訴訟の記録を保管する検察官の意見）を聴き、第二十四条第四項の規定により取り調べた当該被告事件の訴訟記録（以下「刑事関係記録」という。）中、関係者の名譽又は生活の平穏を著しく害するおそれがあると認めるもの、捜査又は公判に支障を及ぼすおそれがあると認めるものその他前条第

2（5）（略）

第三節 異議等

（訴え提起の擬制等）

**第二十条** 損害賠償命令の申立てについての裁判に対し適法な異議の申立てがあつたときは、損害賠償命令の申立てに係る請求については、その目的の価額に従い、当該申立ての時に、当該申立てをした者が指定した地（その指定がないときは、当該申立ての相手方である被告人の普通裁判籍の所在地）を管轄する地方裁判所又は簡易裁判所に訴えの提起があつたものとみなす。この場合においては、第九条第二項の書面を訴状と、第十条の規定による送達を訴状の送達とみなす。

2（4）（略）  
（記録の送付等）

**第二十一条** 前条第一項の規定により訴えの提起があつたものとみなされたときは、裁判所は、検察官及び被告人又は弁護人の意見（刑事被告事件に係る訴訟が終結した後においては、当該訴訟の記録を保管する検察官の意見）を聴き、第十六条第四項の規定により取り調べた当該被告事件の訴訟記録（以下「刑事関係記録」という。）中、関係者の名譽又は生活の平穏を著しく害するおそれがあると認めるもの、捜査又は公判に支障を及ぼすおそれがあると認めるものその他前条第

第一項の地方裁判所又は簡易裁判所に送付することが相當でないと認めるものを特定しなければならない。

## 2 (略)

### (異議後の民事訴訟手続における書証の申出の特例)

**第三十条** 第二十八条第一項の規定により訴えの提起があつたものとみなされた場合における前条第二項の規定により送付された記録についての書証の申出は、民事訴訟法第二百十九条の規定にかかわらず、書証とすべきものを特定することによりすることができる。

### (異議後の判決)

**第三十一条** 仮執行の宣言を付した損害賠償命令に係る請求について第二十八条第一項の規定により訴えの提起があつたものとみなされた場合において、当該訴えについてすべき判決が損害賠償命令と符合するときは、その判決において、損害賠償命令を認可しなければならない。ただし、損害賠償命令の手続が法律に違反したものであるときは、この限りでない。

2 前項の規定により損害賠償命令を認可する場合を除き、仮執行の宣言を付した損害賠償命令に係る請求について第二十八条第一項の規定により訴えの提起があつたものとみなされた場合における当該訴えについてすべき判決においては、損害賠償命令を取り消さなければならない。

3 民事訴訟法第三百六十三条の規定は、仮執行の宣言を付した損害賠償命令に係る請求について第二十八条第一項の規定により訴えの提起があつたものとみなされた場合において、同法第三百六十三条第一項中「異議を却下

一項の地方裁判所又は簡易裁判所に送付することが相当でないと認めるものを特定しなければならない。

## 2 (略)

### (異議後の民事訴訟手続における書証の申出の特例)

**第二十二条** 第二十条第一項の規定により訴えの提起があつたものとみなされた場合における前条第二項の規定により送付された記録についての書証の申出は、民事訴訟法第二百十九条の規定にかかわらず、書証とすべきものを特定することによりすることができる。

### (異議後の判決)

**第二十三条** 仮執行の宣言を付した損害賠償命令に係る請求について第二十条第一項の規定により訴えの提起があつたものとみなされた場合において、当該訴えについてすべき判決が損害賠償命令と符合するときは、その判決において、損害賠償命令を認可しなければならない。ただし、損害賠償命令の手續が法律に違反したものであるときは、この限りでない。

2 前項の規定により損害賠償命令を認可する場合を除き、仮執行の宣言を付した損害賠償命令に係る請求について第二十条第一項の規定により訴えの提起があつたものとみなされた場合における当該訴えについてすべき判決においては、損害賠償命令を取り消さなければならない。

3 民事訴訟法第三百六十三条の規定は、仮執行の宣言を付した損害賠償命令に係る請求について第二十条第一項の規定により訴えの提起があつたものとみなされた場合において、同法第三百六十三条第一項中「異議を却下

下し、又は手形訴訟」とあるのは、「損害賠償命令」と読み替えるものとする。

し、又は手形訴訟」とあるのは、「損害賠償命令」と読み替えるものとする。

#### 第四節 民事訴訟手続への移行

第三十二条 裁判所は、最初の審理期日を開いた後、審理に日時を要するため第二十四条第三項に規定するところにより審理を終結することが困難であると認めるときは、申立てにより又は職権で、損害賠償命令事件を終了させる旨の決定をすることができる。

第二十四条 裁判所は、最初の審理期日を開いた後、審理に日時を要するため第十六条第三項に規定するところにより審理を終結することが困難であると認めるときは、申立てにより又は職権で、損害賠償命令事件を終了させる旨の決定をすることができる。

4 第二十八条から第三十条までの規定は、第一項又は第二項の規定により損害賠償命令事件が終了した場合について準用する。

4 第二十一条から第二十二条までの規定は、第一項又は第二項の規定により損害賠償命令事件が終了した場合について準用する。

#### 第五節 補則

(損害賠償命令事件の記録の閲覧等)

第三十三条 (略)

(民事訴訟法の準用)

第三十四条 (略)

第七章 雜則

(公判記録の閲覧及び謄写等の手数料)

第三十五条 (略)

2 第五章に規定する民事上の争いについての刑事訴訟手続における和解に関する手続の手数料については、その性質に反しない限り、民事訴訟費用等に関する法律第三条第一項及び第七条から第十条まで並びに別表第一の九の項、一七の項及び一八の項(上欄(4)に係る部分に限る。)並びに別表第二の一の項から三の項までの規定(同表一の項上欄中「(事件の係属中に当事者等が請求するものを除く。)」とある部分を除く。)とある部分を除く。

#### 第四節 民事訴訟手続への移行

第二十七条 裁判所は、最初の審理期日を開いた後、審理に日時を要するため第二十七条第三項に規定するところにより審理を終結することが困難であると認めるときは、申立てにより又は職権で、損害賠償命令事件を終了させる旨の決定をすることができる。

第二十六条 (略)

#### 第五節 補則

(損害賠償命令事件の記録の閲覧等)

第二十五条 (略)

(民事訴訟法の準用)

第二十六条 (略)

第六章 雜則

(公判記録の閲覧及び謄写等の手数料)

第二十七条 (略)

2 第四章に規定する民事上の争いについての刑事訴訟手続における和解に関する手続の手数料については、その性質に反しない限り、民事訴訟費用等に関する法律第三条第一項及び第七条から第十条まで並びに別表第一の九の項、一七の項及び一八の項(上欄(4)に係る部分に限る。)並びに別表第二の一の項から三の項までの規定(同表一の項上欄中「(事件の係属中に当事者等が請求するものを除く。)」とある部分を除く。)とある部分を除く。

) を準用する。

(損害賠償命令事件に関する手続の手数料等)

**第三十六条 (略)**

**第二十八条 (略)**

) を準用する。

(損害賠償命令事件に関する手続の手数料等)

**第三十六条 (略)**

) を準用する。

(損害賠償命令事件に関する手続の手数料等)

2 民事訴訟費用等に関する法律第三条第一項及び別表第一の一七の項の規定は、第二十七条第一項の規定による異議の申立ての手数料について準用する。

3 損害賠償命令の申立てをした者は、第二十八条第一項(第三十二条第四項において準用する場合を含む。)の規定により訴えの提起があつたものとみなされたときは、速やかに、民事訴訟費用等に関する法律第三条第一項及び別表第一の一の項の規定により納めるべき手数料の額から損害賠償命令の申立てについて納めた手数料の額を控除した額の手数料を納めなければならぬ。

**4 (略)**

2 民事訴訟費用等に関する法律第三条第一項及び別表第一の一七の項の規定は、第十九条第一項の規定による異議の申立ての手数料について準用する。

3 損害賠償命令の申立てをした者は、第二十条第一項(第二十四条第四項において準用する場合を含む。)の規定により訴えの提起があつたものとみなされたときは、速やかに、民事訴訟費用等に関する法律第三条第一項及び別表第一の一の項の規定により納めるべき手数料の額から損害賠償命令の申立てについて納めた手数料の額を控除した額の手数料を納めなければならない。

**4 (略)**

2 (最高裁判所規則)

第三十七条 この法律に定めるもののほか、第三章に規定する訴訟記録の閲覧又は謄写、第四章に規定する被害者参加弁護士の選定等、第五章に規定する民事上の争いについての刑事訴訟手続における和解及び損害賠償命令事件に関する手続について必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

2 (最高裁判所規則)

第三十九条 この法律に定めるもののほか、第三章に規定する訴訟記録の閲覧又は謄写、第四章に規定する民事上の争いについての刑事訴訟手続における和解及び損害賠償命令事件に関する手続について必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

## ○ 総合法律支援法（平成十六年法律第七十四号）

## 改 正 案

## 目次

第一章・第二章 (略)  
 第三章 日本司法支援センター  
 第一節・第二節 (略)  
 第三節 業務運営

第一款 業務（第三十条―第三十九条の三）

第二款 (略)  
 第四章 (略)・第五節 (略)  
 附則

(国選弁護人等の選任及び国選被害者参加弁護士の選定態勢の確保)

第五条 総合法律支援の実施及び体制の整備に当たつては、迅速かつ確実に国選弁護人（刑事訴訟法（昭和二十三年法律第百三十一号）の規定に基づいて裁判所若しくは裁判長又は裁判官が被告人又は被疑者に付する弁護人をいう。以下同じ。）及び国選付添人（少年法（昭和二十三年法律第百六十八号）の規定に基づいて裁判所が少年に付する弁護士である付添人をいう。以下同じ。）の選任並びに国選被害者参加弁護士（犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律（平成十二年法律第七十五号以下「犯罪被害者等保護法」という。）の規定に基

## 目次

第一章・第二章 (略)  
 第三章 日本司法支援センター  
 第一節・第二節 (略)  
 第三節 業務運営

第一款 業務（第三十条―第三十九条の二）

第二款 (略)  
 第四章 (略)・第五節 (略)  
 附則

(国選弁護人等の選任態勢の確保)

第五条 総合法律支援の実施及び体制の整備に当たつては、迅速かつ確実に国選弁護人（刑事訴訟法（昭和二十三年法律第百三十一号）の規定に基づいて裁判所若しくは裁判長又は裁判官が被告人又は被疑者に付する弁護人をいう。以下同じ。）及び国選付添人（少年法（昭和二十三年法律第百六十八号）の規定に基づいて裁判所が少年に付する弁護士である付添人をいう。以下同じ。）の選任並びに国選被害者参加弁護士（犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律（平成十二年法律第七十五号以下「犯罪被害者等保護法」という。）の規定に基

## 現 行

づいて裁判所が選定する犯罪被害者等保護法第五条第一項に規定する被害者参加弁護士をいう。以下同じ。

の選定が行われる態勢の確保が図られなければならない。

## (業務の範囲)

第三十条 支援センターは、第十四条の目的を達成するため、総合法律支援に関する次に掲げる業務を行う。

## 一・二 (略)

三 国の委託に基づく国選弁護人及び国選付添人（以下「国選弁護人等」という。）の選任並びに国選被害者参加弁護士の選定に関する次に掲げる業務

## ロイ (略)

犯罪被害者等保護法第五条第一項の規定による請求があつた場合において、裁判所に対し、これを通知するとともに、同条第二項の規定により提出を受けた書面を送付すること。

## ハイ (略)

支援センターとの間で国選被害者参加弁護士の事務を取り扱うことについて契約をしている弁護士（以下「被害者参加弁護士契約弁護士」という。）の中から、国選被害者参加弁護士の候補を指名し、裁判所に通知すること。

## 二イ (略)

イの通知に基づき国選弁護人等に選任された国選弁護人等契約弁護士及びハの通知に基づき国選被害者参加弁護士に選定された被害者参加弁護士

契約弁護士にその事務を取り扱わせること。

2  
・  
3  
（業務  
方法  
書）  
四  
（八  
（略）  
（業務  
方法  
書）

## (業務の範囲)

第三十条 支援センターは、第十四条の目的を達成するため、総合法律支援に関する次に掲げる業務を行う。

## 一・二 (略)

三 国の委託に基づく国選弁護人及び国選付添人（以下「国選弁護人等」という。）の選任に関する次に掲げる業務

## ロイ (略)

## (新設)

## (新設)

イの通知に基づき国選弁護人等に選任された国選弁護人等契約弁護士にその事務を取り扱わせること。

## (略)

2  
・  
3  
（業務  
方法  
書）  
四  
（八  
（略）  
（業務  
方法  
書）

<p><b>第三十四条 (略)</b></p> <p>2 前項の業務方法書には、次に掲げる事項その他法務省令で定める事項を記載しなければならない。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 第三十条第一項第三号の業務及びこれに附帯する業務に關し、弁護士との契約に關する事項、国選弁護人等及び国選被害者参加弁護士の候補の指名及び裁判所に対する通知に關する事項、第三十九条第四項、第三十九条の二第三項及び第三十九条の三第三項に規定する協力に關する事項並びに第四十三条第一号に掲げる勘定の管理に關する事項</p> <p>三 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>(国選弁護人等及び国選被害者参加弁護士の事務に關する契約約款)</p>	<p><b>第三十四条 (略)</b></p> <p>2 前項の業務方法書には、次に掲げる事項その他法務省令で定める事項を記載しなければならない。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 第三十条第一項第三号の業務及びこれに附帯する業務に關し、弁護士との契約に關する事項、国選弁護人等の候補の指名及び裁判所に対する通知に關する事項、第三十九条第四項に規定する協力に關する事項並びに第四十三条第一号に掲げる勘定の管理に關する事項</p> <p>三 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>(国選弁護人等の事務に關する契約約款)</p>
<p><b>第三十六条 支援センターは、第三十条第一項第三号の業務の開始前に、国選弁護人等及び国選被害者参加弁護士の事務に関する契約約款を定め、法務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。</b></p> <p>2 前項の契約約款には、国選弁護人等及び国選被害者参加弁護士の事務を取り扱う事件に関する事項、国選弁護人等及び国選裁判所に対する通知に関する事項、報酬及び費用の請求に関する事項、報酬及び費用の算定の基準及び支払に関する事項、契約解除その他当該契約約款に基づく契約に違反した場合の措置に関する事項その他法務省令で定める事項を記載しなければならない。</p>	<p><b>第三十六条 支援センターは、第三十条第一項第三号の業務の開始前に、国選弁護人等の事務に関する契約約款を定め、法務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。</b></p> <p>2 前項の契約約款には、国選弁護人等の事務を取り扱う事件に関する事項、国選弁護人等の候補の指名及び裁判所に対する通知に関する事項、報酬及び費用の請求に関する事項、報酬及び費用の算定の基準及び支払に関する事項、契約解除その他当該契約約款に基づく契約に違反した場合の措置に関する事項その他法務省令で定める事項を記載しなければならない。</p>

<p><b>第三十六条 支援センターは、第三十条第一項第三号の業務の開始前に、国選弁護人等の事務に関する契約約款を定め、法務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。</b></p> <p>2 前項の契約約款には、国選弁護人等の事務を取り扱う事件に関する事項、国選弁護人等の候補の指名及び裁判所に対する通知に関する事項、報酬及び費用の請求に関する事項、報酬及び費用の算定の基準及び支払に関する事項、契約解除その他当該契約約款に基づく契約に違反した場合の措置に関する事項その他法務省令で定める事項を記載しなければならない。</p>	<p><b>第三十六条 支援センターは、第三十条第一項第三号の業務の開始前に、国選弁護人等の事務に関する契約約款を定め、法務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。</b></p> <p>2 前項の契約約款には、国選弁護人等の事務を取り扱う事件に関する事項、国選弁護人等の候補の指名及び裁判所に対する通知に関する事項、報酬及び費用の請求に関する事項、報酬及び費用の算定の基準及び支払に関する事項、契約解除その他当該契約約款に基づく契約に違反した場合の措置に関する事項その他法務省令で定める事項を記載しなければならない。</p>
---	---

3・4 (略)

5 支援センターは、弁護士と国選弁護人等及び国選被害者参加弁護士の事務の取扱いに關し、その取り扱う事件に対応して支給すべき報酬及び費用が定められる契約を締結するときは、第一項の認可を受けた契約約款によらなければならぬ。款によらなければならぬ。

(国選弁護人等契約弁護士及び被害者参加弁護士契約弁護士の氏名等の通知)

第三十七条 支援センターは、第三十条第一項第三号の業務に關し、国選弁護人等契約弁護士及び被害者参加弁護士契約弁護士の氏名及び事務所の所在地その他法務省令で定める事項を關係する裁判所及び当該弁護士の所属弁護士会に通知しなければならない。これらの事項に変更があつたときも、同様とする。

(国選被害者参加弁護士の候補の指名及び通知等)

第三十八条の二 支援センターは、犯罪被害者等保護法の規定に基づいて国選被害者参加弁護士の候補を指名するときは、被害者参加弁護士契約弁護士の中から指名しなければならない。

2 支援センターは、被害者参加弁護士契約弁護士が国選被害者参加弁護士に選定されたときは、その契約の

定めるところにより、当該被害者参加弁護士契約弁護士に国選被害者参加弁護士の事務を取り扱わせるものとする。

(国選被害者参加弁護士の報酬等請求権の特則等)

第三十九条の三 被害者参加弁護士契約弁護士が国選被害者参加弁護士に選定されたときは、犯罪被害者等保護法第八条第四項の規定は、適用しない。

5 支援センターは、弁護士と国選弁護人等の事務の取扱いに關し、その取り扱う事件に対応して支給すべき報酬及び費用が定められる契約を締結するときは、第一項の認可を受けた契約約款によらなければならぬ。

(国選弁護人等契約弁護士の氏名等の通知)

第三十七条 支援センターは、第三十条第一項第三号の業務に關し、国選弁護人等契約弁護士の氏名及び事務所の所在地その他法務省令で定める事項を關係する裁判所及び当該弁護士の所属弁護士会に通知しなければならない。これらの事項に変更があつたときも、同様とする。

(新設)

(新設)

3	<p>前項の場合においては、犯罪被害者等保護法第十一 条第一項の規定の適用については、同項に規定するも ののほか、次の各号に掲げる者が国選被害者参加弁護 士に選定されたときは、当該国選被害者参加弁護士に 係る当該各号に定める費用も同項に定める旅費、日当 、宿泊料及び報酬とする。</p> <p>一 報酬及び費用が事件ごとに定められる契約を締結 している被害者参加弁護士 契約弁護士 当該報酬及 び費用</p> <p>二 前号に規定する被害者参加弁護士 契約弁護士以外 の被害者参加弁護士 契約弁護士 犯罪被害者等保護 法第八条第四項の規定の例により裁判所がその額を 定めた旅費、日当、宿泊料及び報酬</p> <p>裁判所は、第一項の場合において、国選被害者参加 弁護士に係る費用の額の算定に関し、支援センターに 対して必要な協力を求めることができる。</p>
---	---

○ 刑事確定訴訟記録法（昭和六十二年法律第六十四号）

	改 正 案	
<p>2 3 (略)</p> <p>（訴訟の記録の保管）</p> <p>第二条 刑事被告事件に係る訴訟の記録（犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律（平成十二年法律第七十五号）第十四条第一項に規定する和解記録については、その謄本）は、訴訟終結後は、当該被告事件について第一審の裁判をした裁判所に対応する検察庁の検察官（以下「管検察官」という。）が保管するものとする。</p>	<p>2 3 (略)</p> <p>（訴訟の記録の保管）</p> <p>第二条 刑事被告事件に係る訴訟の記録（犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律（平成十二年法律第七十五号）第六条第一項に規定する和解記録については、その謄本）は、訴訟終結後は、当該被告事件について第一審の裁判をした裁判所に対応する検察庁の検察官（以下「管検察官」という。）が保管するものとする。</p>	現 行